別表第一を次のように改める。

別表第一

認定調査票

調査は、調査対象者が通常の状態（調査可能な状態）であるときに実施して下さい。本人が風邪をひいて高熱を出している等、通常の状態でない場合は再調査を行って下さい。

保険者番号＿＿＿＿＿　被保険者番号＿＿＿＿＿

認定調査票（概況調査）

Ⅰ　調査実施者（記入者）

実施日時	平成　年　月　日	実施場所	自宅内・自宅外（　　）
ふりがな			
記入者氏名		所属機関	

Ⅱ　調査対象者

過去の認定（前回認定　年　月　日）	初回・2回め以降	前回認定結果	非該当・要支援（　）・要介護（　）
ふりがな		性別　男・女	生年月日　明治・大正・昭和　年　月　日（　歳）
対象者氏名			
現住所	〒　－	電話　－　－	
家族等連絡先	〒　－ 氏名（　）調査対象者との関係（　）	電話　－　－	

Ⅲ　現在受けているサービスの状況についてチェック及び頻度を記入してください。

在宅利用　［認定調査を行った月のサービス利用回数を記入。（介護予防）福祉用具貸与は調査日時点の、特定（介護予防）福祉用具販売は過去6月の品目数を記録］

□（介護予防）訪問介護（ホームヘルプサービス）	月	回	□（介護予防）福祉用具貸与	品目
□（介護予防）訪問入浴介護	月	回	□特定（介護予防）福祉用具販売	品目
□（介護予防）訪問看護	月	回	□住宅改修	あり・なし
□（介護予防）訪問リハビリテーション	月	回	□夜間対応型訪問介護	月　日
□（介護予防）居宅療養管理指導	月	回	□（介護予防）認知症対応型通所介護	月　日
□（介護予防）通所介護（デイサービス）	月	回	□（介護予防）小規模多機能型居宅介護	月　日
□（介護予防）通所リハビリテーション（デイケア）	月	回	□（介護予防）認知症対応型共同生活介護	月　日
□（介護予防）短期入所生活介護（特養等）	月	日	□地域密着型特定施設入居者生活介護	月　日
□（介護予防）短期入所療養介護（老健・診療所）	月	日	□地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	月　日
□（介護予防）特定施設入居者生活介護	月	日	□定期巡回・随時対応型訪問介護看護	月　回
□複合型サービス	月	日		
□市町村特別給付　［　　］				
□介護保険給付外の在宅サービス［　　］				

施設利用	施設連絡先
□介護老人福祉施設	
□介護老人保健施設	施設名
□介護療養型医療施設	＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
□認知症対応型共同生活介護適用施設（グループホーム）	郵便番号　－
□特定施設入居者生活介護適用施設（ケアハウス等）	施設住所
□医療機関（医療保険適用療養病床）	
□医療機関（療養病床以外）	電話　－　－
□その他の施設	

Ⅳ　調査対象者の家族状況、調査対象者の居住環境（外出が困難になるなど日常生活に支障となるような環境の有無）、日常的に使用する機器・器械の有無等について特記すべき事項を記入してください。

第六　介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令第一条に基づき厚生労働大臣が定める医療又は介護に関する給付（平成十二年厚生省告示第五十六号）の一部を次のように改正する。

第八号中「指定介護予防訪問介護をいう。）」の下に「、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第三条の二に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。）」を加え、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）」を「指定地域密着型サービス基準」に改める。

第七　厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成十二年厚生省告示第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第一号イ⑵中「都道府県知事」の下に「（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）」を加える。

第八　高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に改める。

第九　社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（昭和六十二年厚生省告示第二百三号）を次のように改正する。

第一項第十三号中「又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」を「、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は複合型サービス」に改める。

第十　指定訪問看護事業者の指定を受けることができる者（平成四年厚生省告示第三十二号）の一部を次のように改正する。

第九号中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に改める。

第十一　地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成六年厚生省告示第三百七十四号）の一部を次のように改正する。

第二の一の1の㈠の⑴中「第百十八条第二項第一号」を「第百十八条第二項」に改める。

第十二　地域における公的介護施設等の計画的な整備に関する基本方針（平成十七年厚生労働省告示第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

二の2の㈢中「第五号」を「第七号」に改める。

二の4の㈠中「第四条第五号」を「第四条第七号」に改める。

第十三　介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十七号）の一部を次のように改正する。

表の四の項中「第八条第二十項」を「第八条第二十一項」に改める。

第十四　訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等（平成十八年厚生労働省告示第百二号）の一部を次のように改正する。

第四の二のイ中「同条第十八項」を「同条第十九項」に改め、第四の二のロ中「第八条第二十四項」を「第八条第二十六項」に、「腫瘍（しゅよう）」を「腫瘍」に改める。

第十五　指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号）の一部を次のように改正する。

第一号イ⑴㈠ａiii中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に改める。

第十六　厚生労働大臣が定める施設基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十一号）の一部を次のように改正する。

第二号の二ロ⑵中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に改める。